

議員案第2号

佐野市議会会議規則の改正について

佐野市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めます。

平成27年9月4日提出

提出者 佐野市議会議員 金子保利

賛成者 佐野市議会議員 亀山春夫

// 横田誠

// 菅原達

// 小暮博志

// 岡村恵子

// 高橋功

## 佐野市議会会議規則の一部を改正する規則

佐野市議会会議規則（平成17年佐野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。

第69条の見出し中「起立」を「電子表決システム等」に改め、同条第1項中「問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する」を「電子表決システムによって表決をとるものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

第69条第2項中「議長が」の次に「前項の規定による」を加え、「又は議長」を「、又は前2項の規定による議長」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の2項を加える。

2 議長は、前項の規定による可否の結果を宣告する。

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、起立によって表決をとることができる。この場合において、議長は、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

第75条ただし書中「起立の方法」を「電子表決システム（議長が必要があると認める場合にあっては、起立の方法）」に改める。

第77条中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 電子表決システムにおける賛否の氏名

第83条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

## 附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

## 理 由

出産のための欠席の規定を定め、及び電子表決システムを導入するため本規則を改正したいので提案するものです。

議員案第2号参考資料

佐野市議会会議規則の改正案 新旧対照表

	現	行	改 正 案
(欠席の届出)	(欠席の届出)	(欠席の届出)	
第2条 (略)	第2条 (略)	第2条 (略)	2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合においては、14週間）前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならぬ。
(起立による表决)	69条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	69条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定しがたいときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。	69条 議長が表決をとろうとするときは、電子表決システムによって表決をとるものとする。この場合において、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。
(簡易表決)	2 議長が起立者の多少を認定しがたいときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。	2 議長は、前項の規定による可否の結果を宣告する。	2 議長は、前項の規定による可否の結果を宣告する。
第75条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるとときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。	3 第1項の規定にかかるわらず、議長は、必要があると認めるときは、起立によつて表決をとることができ。この場合において、議長は、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	3 第1項の規定にかかるわらず、議長は、必要があると認めるときは、起立によつて表決をとることができ。この場合において、議長は、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定しがたいときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。	3 第1項の規定にかかるわらず、議長は、必要があると認めるときは、起立によつて表決をとができる。この場合において、議長は、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
(簡易表決)	4 議長が前項の規定による起立者の多少を認定しがたいとき、又は前2項の規定による議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。	4 議長が前項の規定による起立者の多少を認定しがたいとき、又は前2項の規定による議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。	4 議長が前項の規定による起立者の多少を認定しがたいとき、又は前2項の規定による議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。
(会議録の記載事項)	第77条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。	第77条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。	第77条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1)～(13) (略)

(14)・(15) (略)

(次席の届出)

第83条 (略)

(1)～(13) (略)

(14) 電子表決システムにおける姓氏の氏名

(15)・(16) (略)

(次席の届出)

第83条 (略)

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合においては、14週間）前から当該出産の日後8週間を経過する日までの従用内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出なければならない。